



令和元年

冬号

vol.56



令和元年度10月11日の教育常任委員会において

うらべ走馬議員が

福岡洋一茨木市長による中学校給食実施へ着手するという方針を受けて、中学校給食実施への補助制度などについて質問しました。

◆ 市町村の中学校給食の整備費補助 ◆

～学力や体力の根幹となる中学校給食が、市町村によって喫食できないような状況にあってはならない～



中学校給食へ府の考え方を問う

Q. うらべ議員

「中学校給食導入促進事業」で給食が全市町村で実施されているが、選択制が11市あり、その喫食率は平成30年度末で14.6%。平成27年度までの事業により検討期間が短かったため選択制にした市町村もある一方で、大阪市では選択制から全員喫食への変更を実施した。中学校給食に対する府の考えは。

A. 保健体育課長

学校給食の実施方法は主体の市町村において決定されるものと考えるが、すべての子どもたちに栄養管理された給食を提供することが大切であり、府としては全員喫食が望ましいと考えています。

補助制度で全員喫食への移行を進めていくべき

Q. うらべ議員

現在、選択制の11市でも全員喫食に切り替える市町村もあると聞いている。全員喫食に変更しようとする市町村の課題は何か。補助制度を復活し、全員喫食への変更を促すべきと考えるがどうか。

A. 保健体育課長

給食の実施には自校調理やデリバリーなどの方式があるが、選択制を実施している市のほとんどがデリバリー方式であり、全員喫食にする場合には新たに調理場の整備等が必要となります。補助制度の復活は困難ですが、市町村が自校調理方式等の給食施設を整備する場合、国の交付金制度等を有効に活用できるよう、支援してまいります。

うらべ議員【要望①】

補助の復活を強く要望する！

補助制度の復活は困難とのことであるが、やはり府が全員喫食への切り替えを検討している市町村に対し、率先して課題を取り除くような対策を講じるべきだ。

◆ 学力格差 ◆

全国学力・学習状況調査の結果…
市町村に学力格差、府の取り組みは

Q. うらべ議員

全国学力・学習状況調査の結果によると、府全体で中学校は全国水準まで近づいてきているが、市町村ごとに平均を上回っているところと成果につながっていないところがあり、学力格差がある。府はこの状況にどのように取り組んでいるのか。

A. 小中学校課長

子どもたちが各々の力を伸ばすことをめざして取り組みを進めており、そのため学力の課題に取り組む学校や市町村への重点的な支援が必要と考え、学力向上の検証・改善サイクルを確立するなど、すべての市町村・学校が取り組むべき事柄を示してきました。

学力格差に現在の支援

Q. うらべ議員

依然、学力格差はあると思うが、現在、どのような支援を行っているのか。

A. 小中学校課長

今年度からは市町村が主体となってそれぞれの課題に応じた学力向上の取り組みを進め、府はそのサポートを行います。小中学校の生徒指導機能のために中学校125校に非常勤講師、小学校98校に教員OB等を配置しています。

プロフィール

茨木市選出

沢池小学校・西陵中学校・太成高校・日本大学法学部政治経済学科卒業。
(一社)茨木青年会議所・茨木商工会議所青年部所属。沢池FCコーチ。
自由民主党大阪府連青年局副幹事長。

うらべ議員【要望②】

～まずは子どもが落ち着いて勉強できるよう人を配置することが必要だ。
小中学校への人的支援の充実など、思い切った施策を～

◆ 放課後子ども教室 ◆

放課後子ども教室の実施状況と課題について問う

～担い手の育成など課題解消への取り組みは～

Q. うらべ議員

私自身、放課後子ども教室に関わった経験もあり、子どもたちが放課後等に豊かな体験・交流活動をすることは非常に重要と思う。現在の府内の実施状況や活動の担い手の育成はどうか。私の地元、茨木市ではボランティアの方が年々高齢化し疲弊している状況にあり、また教室の内容も学習支援等が中心で多様な体験活動ができていないのではないか感じており、課題についても問う。

A. 地域教育振興課長

放課後子ども教室は、平成28年から現在まで政令市・中核市を除く全市町村の全小学校区で実施しています。活動の担い手は養成講座を実施し(平成27、30年度)、約100名の人材を育成。市町村で課題は活動を支えるボランティアやコーディネーターの人材確保が厳しい状況にあるため、活動を広げることが難しく、府では効果的な対応策について検討を深め、体験活動についても今後、活用を広げていく必要があります。

◆ チャレンジテストについて ◆

一部の限られたテストの成績だけで、
9教科全体の成績を縛るには無理がある…

府内統一ルールが変更、チャレンジテストの新ルールは?

Q. うらべ議員

令和2年度より府内統一ルールが変更され、これまで3年生では5教科の結果をテストを実施しない4教科を含む9教科にあてはめていたが、新たなルールではチャレンジテスト実施教科の結果を当該5教科の評定にのみあてはめるという。3年生のチャレンジテスト実施教科以外の4教科についてはどのようなルールとなるのか。

A. 高等学校課長

まず府全体の4教科の評定平均を算出し、その値に±0.3を加えた「府全体の4教科の評定平均の範囲」を「ものさし」として定め、各中学校が自校でつけた4教科の評定の平均がこの「ものさし」の範囲に収まっている場合は、評定が確定。範囲に収まっている場合は、チャレンジテストを活用して算出した「自校の5教科の評定平均の範囲」まで「ものさし」を拡大し、範囲に収まっている場合は評定が確定します(収まらない場合は見直しを行う)。

うらべ議員【要望③】

～しっかりと検証を～

チャレンジテストを実施しない4教科についても、結局、テスト実施の「5教科の評定平均の範囲」を参考にする手順を設けており、いかがなものか。今後、テストの必要性も含めて検証を!